

改正

昭和43年3月30日条例第22号  
昭和47年3月31日条例第20号  
昭和48年3月31日条例第26号  
昭和49年4月1日条例第32号  
昭和51年3月31日条例第35号  
昭和51年10月6日条例第55号  
昭和52年3月31日条例第30号  
昭和52年6月25日条例第41号  
昭和59年3月31日条例第22号  
昭和63年3月31日条例第10号  
平成元年3月31日条例第25号  
平成4年3月31日条例第58号  
平成6年12月22日条例第40号  
平成9年3月31日条例第2号  
平成10年3月31日条例第27号  
平成11年3月31日条例第26号  
平成11年12月22日条例第69号  
平成12年3月31日条例第18号  
平成12年12月25日条例第63号  
平成13年3月30日条例第23号  
平成17年12月19日条例第76号  
平成19年3月30日条例第23号  
平成24年12月13日条例第64号  
平成25年12月12日条例第34号  
平成26年3月28日条例第21号  
平成30年12月14日条例第41号  
平成31年3月27日条例第14号  
令和元年9月30日条例第15号

豊橋市下水道条例

豊橋市下水道管理条例（昭和24年豊橋市条例第10号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第1章の2 公共下水道に関する構造の技術上の基準等（第3条の2・第3条の3）
- 第2章 排水設備の設置等（第4条—第8条の3）
- 第3章 公共下水道の使用（第9条—第22条の3）
- 第4章 行為の許可（第23条・第24条）
- 第5章 占用（第25条—第28条）
- 第6章 罰則（第29条—第31条）
- 第7章 雑則（第32条・第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 豊橋市（以下「市」という。）の設置する公共下水道の管理及び使用並びに施設の構造の技術上の基準については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 汚水 法第2条第1号に規定する下水又は汚水をいう。
- (2) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (3) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (4) 除害施設 法第12条第1項及び法第12条の11第1項に規定する除害施設をいう。
- (5) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (6) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (7) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。

(代理人の選定)

第3条 排水設備を設けなければならない者(以下「義務者」という。)又は使用者が市内に居住しない場合においては、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人を選定し、水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

第1章の2 公共下水道に関する構造の技術上の基準等

(公共下水道の構造の技術上の基準)

第3条の2 法第7条第2項の規定により条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「政令」という。)第5条の8から第5条の11まで(第5条の9第6号を除く。)に定める基準(当該基準に関する経過措置を含む。)をもって、その基準とする。

(終末処理場の維持管理)

第3条の3 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、政令第13条に定めるところにより行うものとする。

第2章 排水設備の設置等

(排水設備の設置義務)

第4条 義務者は、公共下水道の供用開始の日から5か月以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の事情により管理者の許可を受けた場合は、その期間を延長することができる。

(水洗便所への改造義務等)

第4条の2 義務者は、公共下水道の処理開始の日から3年以内にくみ取便所を水洗便所に改造しなければならない。ただし、管理者が相当の理由があると認めた場合はこの限りでない。

2 管理者は、前項の規定に違反している者を発見したときは、その事情等を聴聞し相当の理由があると認められない者及び正当な理由がなく聴聞に応じない者に対して5か月以内に当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。

(排水設備の接続方法等)

第5条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、合流式の公共下水道のますその他の排水施設(法第11条第1項の規定により又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条において「公共ます等」という。)に固着させること。
- (2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあっては公共ます等で汚水を排除すべきものに固着させ、雨水を排除すべき排水設備にあっては、公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。
- (3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又その施設を損傷するおそれのないか所及び工事の実施方法でなければならない。
- (4) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管内径及び勾(こう)配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の排水面積の区分に応じ、それぞれ排水管内径欄に掲げる内径の排水管に相当する流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積 (単位平方メートル)	排水管の内径 (単位ミリメートル)	勾(こう)配
200未満	100以上	100分の2以上
200以上400未満	125以上	100分の1.7以上
400以上600未満	150以上	100分の1.5以上
600以上1,500未満	200以上	100分の1.2以上
1,500以上	250以上	100分の1以上

(5) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾(こう)配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の排水人口欄の区分に応じ、それぞれ排水管の内径欄に掲げる内径の排水管に相当する流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口 (単位人)	排水管の内径 (単位ミリメートル)	勾(こう)配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

(排水設備等計画の確認)

第6条 排水設備又はこれらに接続する除害施設(以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令に適合することについて管理者の確認を受けなければならない。

(排水設備等工事完了の届出)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て検査を受けなければならない。

(排水設備等工事の施行)

第8条 排水設備等の新設等の工事は、管理者が行う場合を除き、排水設備等の工事に關し管理者が定める技能を有する者が専属する業者として管理者が定めるところにより指定したもの(以下「排水設備指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。

(工事負担金)

第8条の2 管理者は、法第19条の規定に該当する排水設備が設けられたときは、同法同条に規定する工事負担金を当該排水設備を設ける者に負担させるものとする。

2 前項の工事負担金(以下「負担金」という。)は、公共下水道の建設に要する費用を当該公共下水道の計画下水量で除した額(以下「単位工事金額」という。)に、当該負担金を負担することとなった者が設置した前項の規定に該当する排水設備から排除することができる汚水の公共下水道の管渠(取付管渠を除く。)の当該汚水が流入すべき部分(以下「流入部分」という。)における1日当たりの下水量から、当該流入部分における既計画下水量(合流式の公共下水道にあっては、そのうち汚水に係る部分)を控除した量に乗じて得た額とする。

3 単位工事金額は、年度ごとに管理者が定める。

(負担金の徴収)

第8条の3 管理者は、前条第1項の規定に該当する者から法第11条の2の規定に基づく届出があったときは、前条第2項の規定に基づき、その者が負担すべき負担金の額を決定するものとする。

2 前項の負担金は、第6条の規定に基づく当該排水設備計画の確認の際徴収するものとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、当該排水設備の工事完了時までを限度とし、その徴収を延期することができる。

### 第3章 公共下水道の使用

(使用開始等の届出)

第9条 使用者が公共下水道の使用を開始、休止、廃止又は再開しようとするときは、その旨を管理者に届け出なければならない。

2 法第11条の2の規定に基づき届け出をしなければならない者が公共下水道を使用しようとするときは、排水設備等の確認申請の1か月前に届け出なければならない、その届け出に係る下水の量又は水質の変更をしようとするときも同様とする。

3 法第12条の3、法第12条の4又は法第12条の7の規定による届け出をした者は、前項の規定による届け出をしたものとみなす。

(使用の態様の変更の届出)

第9条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他使用の態様の変更があったときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

(義務者等変更の届出)

第10条 義務者又は使用者に変更があったときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第11条 法第12条の2第3項の規定による特定事業場から公共下水道に排除する下水の水質の基準で条例で定めるものは次のとおりとする。

- (1) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (2) 生物学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (3) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
  - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (5) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (6) 磷(りん)含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第1号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第2号及び第3号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」とする。

3 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定による環境省令により当該下水について第1項各号に掲げる項目に関し当該各号に定める水質(前項の規定が適用される場合にあっては、同項各号に定める水質)より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る第1項に規定する水質の基準は、前2項の規定にかかわらずその排水基準とする。

(除害施設の設置)

第11条の2 使用者は、次の各号に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水を除く。)を継続して排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
  - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

第11条の3 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。

- (1) 政令 それぞれ当該各号に定める数値
  - 第9条の4第1項各号に掲げる物質
- (2) 温度 45度未満
- (3) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (4) 生物学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (5) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

- ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
- イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (7) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (8) 磷(りん)含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満
- (9) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により公共下水道から放流水に関する排水基準が定められたもの(第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第2号中「45度未満」とあるのは「40度未満」と、同項第3号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第4号及び第5号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」とする。

3 前2項の規定は、管理者が定める物質又は項目に係る下水で管理者が定める量に係るものについては、適用しない。

(改善命令等)

第12条 管理者は、第11条の2又は前条の規定に違反しているとき、その他公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者又は使用者に対し、期限を定めて排水設備又は除害施設の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。

2 管理者は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

- (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。
- (3) 前項の規定による命令に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要があると認めるとき。

(報告の徴収)

第12条の2 管理者は、公共下水道を適正に維持管理するため必要に応じ、使用者に対し事業場等の状況、下水の水質又は処理方法等に関し報告を徴することができる。

(し尿排除の制限)

第13条 使用者が処理区域内において、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

(使用料の徴収)

第14条 市は、公共下水道を使用する者から使用料を徴収する。

(使用料)

第15条 使用料の額は、1月につき次の表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

区分	基本使用料	従量使用料				
		排出量10立方メートルまで	排出量10立方メートルを超え20立方メートルまで	排出量20立方メートルを超え50立方メートルまで	排出量50立方メートルを超え100立方メートルまで	排出量100立方メートルを超えるもの
一般用	770円	1立方メートルにつき 10円	1立方メートルにつき 120円	1立方メートルにつき 190円	1立方メートルにつき 270円	1立方メートルにつき 300円
臨時用		排出量1立方メートルにつき 300円				

2 汚水でその処理に特別の費用を要するものについては、前項の規定により算出した額の2倍以内で、管理者の定める使用料を徴収することができる。

(使用料の算定の基準)

第16条 管理者は、2か月ごとに使用者が排除した汚水の量を算出し、その算出した日の属する月分及びその前月分の汚水の排出量として使用料を算定する。この場合の汚水の排出量は各月均等とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、1か月ごとに又は随時に汚水の排出量を算出し、使用料を算定することができる。

3 月の中途において汚水の排除を開始、廃止又は休止するときの使用料の算定は、豊橋市水道事業給水条例（昭和33年豊橋市条例第19号）第27条の規定を準用する。

（汚水排出量の認定等）

第17条 水道汚水の排出量は、水道の使用水量をもってその排出量とみなす。

2 井戸汚水その他の汚水の排出量は、使用の態様、その他の事情を考慮して管理者が認定する。

（特殊営業等に係る汚水排出量の認定）

第18条 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、2か月ごとの汚水の排出量を記載した申告書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申告書の内容を審査して、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

（使用料の徴収）

第19条 使用料は、2か月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、1か月ごとに又は随時に徴収することができる。

（概算使用料の前納等）

第20条 管理者は、土木建築等の工事の施行に伴う排水のため、公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、概算による使用料を前納させることができる。

2 前項の場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届け出があったとき、その他管理者が必要と認めるときに行う。

（資料の提出）

第21条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

（手数料）

第22条 手数料は、次の区分により徴収する。

（1）既設管渠への排水管接続手数料 1件につき 13,000円

（2）図面の複写手数料 1枚につき 250円

（3）公簿及び図面の閲覧並びに各種証明手数料 豊橋市手数料条例（平成12年豊橋市条例第18号）に定める額

（4）排水設備指定工事店指定手数料 1件につき 10,000円

（使用料等の督促）

第22条の2 使用料及び手数料等を納付期限までに完納しない場合は、督促状を発する。

（使用料等の減免）

第22条の3 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料及び手数料を減免することができる。

#### 第4章 行為の許可

（行為の許可）

第23条 法第24条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、管理者に届け出て許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

（許可を要しない軽微な変更）

第24条 法第24条第1項の軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で、前条の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、前条の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

#### 第5章 占用

（占用の許可）

第25条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。ただし、

占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

(占用の期間)

第26条 占用の期間は、3年以内とする。

2 前項の占用期間が満了した場合において、管理者が必要と認めるときは、その許可を更新することができる。

(占用料)

第27条 占有者は、占用料を納付しなければならない。ただし、公共下水道に下水を排除することを目的とする占有物件については、この限りでない。

2 占用料の額及び減免については、豊橋市道路占用料条例（昭和44年豊橋市条例第18号）の例による。

(原状回復)

第28条 占有の許可を受けた者は、その期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除去し、原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると管理者が認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、占有の許可を受けた者に対して前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

## 第6章 罰則

(罰則)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第6条の規定により確認を受けずに排水設備等の新設等を実施した者
- (2) 第3条、第7条、第9条、第9条の2又は第10条の規定による届出を怠った者
- (3) 第8条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を施行した者
- (4) 第11条の2又は第11条の3の規定に違反して下水を公共下水道へ排除した者
- (5) 第13条の規定に違反してし尿を公共下水道に排除した者
- (6) 第21条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (7) 第23条又は第25条の許可を受けずに当該行為をし、若しくは占有をした者
- (8) 第6条、第23条若しくは第25条の規定による書類、第3条、第9条、第9条の2若しくは第10条の規定による届出書、第18条第1項の規定による申告書又は第21条の規定による資料に不实の記載をして提出した者
- (9) 第28条第2項の規定による指定に従わなかった者

第30条 市長は、偽りその他不正の行為により使用料、手数料又は占用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務について前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前2条の罰則を適用する。

## 第7章 雑則

(政令の改正に伴う措置)

第32条 管理者は、第3条の2又は第3条の3に定める規定に関して政令が改正された場合は、速やかに当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際改正前の豊橋市下水道管理条例の規定によりなされた承認、許可その他の処分又は申請書、届書その他の手続は、それぞれこの条例の規定によりなされた処分又は手続きとみなす。

附 則（昭和43年3月30日条例第22号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の条例は、昭和43年5月分の使用料から適用する。

附 則（昭和47年3月31日条例第20号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月31日条例第26号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の豊橋市下水道条例の規定は、同年5月分の使用料から適用する。

附 則（昭和49年4月1日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日条例第35号）

この条例は、昭和51年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、この条例による改正後の豊橋市下水道条例の規定は、同年5月分の使用料（使用料の基礎となる施行日以後最初の1月間の汚水量に係る使用料をいう。）から適用し、同月前の月までの分の使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年10月6日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和52年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（使用料の料率に関する規定の適用）

2 この条例による改正後の豊橋市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第1項の規定は、昭和52年5月分の使用料（使用料の基礎となる施行日以後最初の1月間の汚水量に係る使用料をいう。）から適用し、同月前の月までの分の使用料については、なお、従前の例による。

（使用料の料率の特例）

3 昭和53年4月までの分の使用料に係る改正後の条例第15条第1項の規定の適用については、同項中「100分の65」とあるのは「100分の50」とする。

附 則（昭和52年6月25日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日条例第22号）

1 この条例は、昭和59年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の豊橋市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第1項の規定は、昭和59年5月分の使用料（使用料計算の基礎となる施行日以後最初の1月間の汚水量に係る使用料をいう。）から適用し、同月前の月までの分の使用料については、なお従前の例による。

3 昭和60年3月までの分の使用料に係る改正後の条例第15条第1項の規定の適用については、同項中「600円」とあるのは「500円」と、「80円」とあるのは「60円」と、「120円」とあるのは「100円」とする。

附 則（昭和63年3月31日条例第10号）

1 この条例は、昭和63年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の豊橋市下水道条例第15条第1項の規定は、昭和63年5月分の使用料（使用料計算の基礎となる施行日以後最初の1月間の汚水量に係る使用料をいう。）から適用し、同月前の月までの分の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月31日条例第25号）

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

2 改正後の豊橋市下水道条例第15条第1項の規定は、平成元年6月分の使用料（使用料計算の基礎となる同年5月1日以後最初の1月間の汚水量に係る使用料をいう。）から適用し、同年5月分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月31日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年12月22日条例第40号）

1 この条例は、平成7年3月1日から施行する。



2 改正後の豊橋市下水道条例第15条第1項の規定は、平成7年4月分の使用料（使用料計算の基礎となる施行日以後の最初の1月間の汚水量に係る使用料をいう。）から適用し、同月前の月までの分の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日条例第2号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成9年4月1日から施行する。（後略）

（豊橋市下水道条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 第41条の規定による改正後の豊橋市下水道条例第15条第1項の規定は、平成9年6月分の使用料（使用料計算の基礎となる同年5月1日以後最初の1月間の汚水量に係る使用料をいう。）から適用し、同年5月分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日条例第27号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日条例第26号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月22日条例第69号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 改正後の第17条の規定は、平成12年5月分の汚水の排出量（この条例の施行の日以後最初の1月間の汚水の排出量をいう。）の算出から適用し、同年4月分までの汚水の排出量の算出については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日条例第18号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月25日条例第63号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第23号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月19日条例第76号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第22条及び第22条の2の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の豊橋市下水道条例の規定に基づき、平成19年4月1日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月13日条例第64号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月12日条例第34号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

（豊橋市下水道条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 第9条の規定による改正後の豊橋市下水道条例第15条第1項の規定は、平成26年6月1日以後に行った汚水の排出量の算出に基づく使用料から適用し、同日以前に行った汚水の排出量の算出に基づく使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月28日条例第21号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月14日条例第41号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(豊橋市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の豊橋市下水道条例第15条第1項の規定は、平成31年4月分の使用料(使用料算定の基礎となる前月の1日以後最初の1月間の汚水の排出量に係る使用料をいう。以下同じ。)から適用し、同年3月分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月27日条例第14号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。(後略)

(豊橋市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第8条の規定による改正後の豊橋市下水道条例第15条第1項の規定は、平成31年12月1日以後に行うべき汚水の排出量の算出に基づく使用料から適用し、同日前に行った、又は行うべきであった汚水の排出量の算出に基づく使用料については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年9月30日条例第15号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。